

平成20年度 第4回長野県人権政策審議会議事録

- 1 日 時：平成20年（2008年）10月20日（月）午後1時30分から4時
- 2 場 所：長野県庁3階 特別会議室
- 3 出席者
委 員：岩井まつよ、大西直樹、北村照子、金早雪、斎藤洋一、関安雄、矢崎和広、
吉澤小枝
長野県：人権・男女共同参画課長 佐藤守賢、人権・男女共同参画課長補佐 蔵之内
充 ほか

4 会議事項

（進行：人権・男女共同参画課 蔵之内課長補佐）

ただいまから、本年度第4回長野県人権政策審議会を開催します。

最初に出席状況ですが、有吉委員、矢嶋委員から所用のため欠席する旨の連絡がありまして、8名の委員に出席いただいております。審議会条例の規定により、会議が成立していることをご報告します。

本日お配りした資料は次第と配席表です。

それから、本日、答申の内容等についてご意見などをいただくということで、委員の皆様から事前にいただいたご意見を参考としてまとめさせていただいたものです。

何か不足等ありましたらお申し出いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

本日の日程ですが、審議の方は4時ごろをめどにお願いしたいと思います。

それでは議事に入らせていただきます。議長は会長が務めることになっていきますので、矢崎会長、よろしくお願ひいたします。

（矢崎会長）

お疲れ様でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

そろそろまとめの段階になってきまして、前回の審議会で、それぞれ委員の立場で、人権政策審議会の基本方針に盛り込みたいことを書いていただいて、それを事務局でまとめて委員会で検討していったらどうかということでご賛同いただきました。

それぞれの委員の皆さんのご意見を見させていただきましたが、それぞれのお立場でそれぞれのお考えをいただきまして、こういう形で第一段階を進むことをよかったなと改めて感じていますし、多士済々の委員の皆さんがお揃いになっていらっしゃるなと改めて感じました。これを基に委員会の基本方針を決めていくということでありませう。

今日と11月にもう一回開催を予定していますが、決して十分な時間ではありませんが、できるだけいい答申になるよう最後までご協力をいただきたいと思ひます。

それでは、最初に各委員がおまとめいただいた内容をそれぞれの委員から、できましたら、大変恐縮ですが、5分ぐらいでご説明いただきたいと思ひます。あいうえお順ということで、有吉委員からですが、今日ご欠席ですので、事務局からお願ひします。

(事務局：蔵之内補佐)

それでは私の方で、有吉委員のご意見をお話しさせていただきます。

有吉委員からは、基本的視点、人権政策の方向性という大きく2つに分けていただいています。

基本的視点では、なぜ人権政策が必要なのか。基本的人権の尊重が、憲法の基本原理ということで、個人の尊厳は、人間社会においてすべてのスタートであり、基本として確認したい、強調したいというご意見です。それから、県が政策としてすべきこと、できることを基本的に押さえたいということです。

人権政策の方向性について、まず1点目として、道徳的なことを行政機関が必要以上に介入すべきでないということを確認すべきではないか。次に小学校における心の教育の問題性、心の教育は、特定の教育として取り上げる事柄ではなく、日々のさまざまなことを通して培っていくものではないかというご意見です。

次にアンケートで多かった人権侵害の中に、「悪口」、「噂」ということがあります。県の政策として、これを具体的に取り上げることは困難なのではないか。これについては、相談窓口の充実で対応することではないか。悪口の原因というのは心の貧困という部分が原因ではなからうか。精神的に満たされている方は、悪口を言わないのではないかといただいたご意見です。

それから、人権教育は工夫が必要であると、中高生の人権侵害の中心は、インターネットによるいじめでして、インターネットを用いたいじめの実態と対策が必要不可欠であろうと。特に直接の言葉によらない悪口は、計りしれない精神的なダメージを受けるということ。

そこで教育問題としては、まず教師が、人権について深い理解が必要であり、基本的人権の尊重について学び、理解し、そして初めて教育に生かされるということです。

学校教育以外の教育ですが、人権教育の指導者を育てて啓発活動を進めるべきとのご意見です。

それから、民間の専門家の活用ということで、一例として、子どもについてはCAPによる指導ということで、私も調べさせていただきましたが、子どもへの暴力防止プログラムがありまして、子ども自身が人権意識をしっかりとって、暴力から自分を守るための知識、技能といったものを身につけるといったプログラムの普及といえますか、教える専門家の方を活用するとか、弁護士会が行っている法教育といった出前講座というか、出前講義を使ったらどうかということです。

最後になりますが、関係機関との連携の充実ということで、一例として、例えば消費者問題でいいますと、まず相談窓口は行政で行って、さらに弁護士の関与、助言が必要な場合は、相談担当弁護士が当番で対応するといった施策が必要であろうといったことです。

(矢崎会長)

有吉委員がいないものですから、事務局が説明させていただきました。

岩井委員、恐れ入りますが、お願いします。

(岩井委員)

私は前回、事務局でお示しいただいた「人権政策に関する基本方針策定に向けた答申の構成案」と「岡山県の人権政策のあり方等について」を照らし合わせながら、気づいた点を記させていただきました。

基本的な考え方ですが、背景・動向について、岡山県は県内外の人権問題の取組をかなり丁寧に述べていますが、もう少しシンプルでもいいのではないかという感想を持ちました。でも、これは答申の入り口としては絶対必要な部分だと思えます。そこに長野県の動向というものをつけ加えていくわけですが、ここに必要なのが、ずっと問題になっていません、「平成14年の長野県部落解放審議会の答申の過程」、経過を踏まえた文言が必要なのではないかと思えます。

それから、あともう一つ、外国人問題等にも関連してくるのですが、グローバル化の進展に伴う人権問題を、新たな課題として触れてみたらどうかと思えます。これは国際的な人権ルールがすべての社会に適用されるべきだという考え方に基づいての意見ですが、そんな点に触れたらどうかと思えます。

この視点ですが、一番難しいところで、ここが多少、独自性が出るころなのかと思えます。ずっとお話を聞いていて思ったのですが、人権問題というと、本当にカテゴリーごとに区分けしてそれぞれの問題というふうに考えがちですが、基本的にすべての人間の「自己実現、自立、社会参加の達成を阻むものが人権侵害である」という考え方が大事だと思えます。これを押さえておきたいと思って書かせていただきました。

それから次の点は、人権教育にかかわる話になるかと思えますが、どうしても人権問題といえますとマイナスの「差別してはいけない、させない、許さない」という言葉で象徴されますように、マイナスの方向への人権教育になりがちです。基本的に人間にある権利だという意味合いで、もっとプラスの明るい感じの、例えば「豊かな人権文化を築こう」みたいな方向性の文言を盛り込んでみたらどうかと考えてみました。ほかの委員の方の中にも、「人権先進ながの」という言葉もありましたが、こういう角度もほしいと思っています。

それから、「人権政策の方向性」ですが、人権教育・啓発は、県隣保館連絡協議会のお話などを聞かせていただいたときに、本当に実のある教育・啓発ができていのかという疑問がありまして、もう少し形式的ではないやり方をやるべきだということを置いてみたらどうかと思っています。

それから、「相談・支援」ですが、これも民力の活用が必要ではないかと思えます。これは最後の対策にも重なっていくのですが、官ができることの限界があると思えますし、またその民力を活用することが人権意識の高揚にもつながっていきます。そのやり方はどこまでやるかという線引きと、チェックシステムが必要かと思えます。

それから、アンケートの方で参考になったのは、マスコミとネット利用の促進が一つ課題かなと思っています。

分野別施策の推進では、基本的には現状と課題、基本方針、施策の推進を述べる形になっていますが、長野県の課題を明確にして、この点はかなりくっきりとした方がいいと思えます。やはり同和問題は、アンケートでも浮き彫りになったように本当に根深く、徹底的にやるべき問題だと思えますので、どう考えてもトップにくるべきだと思えます。

あと長野県の特異性という中でいいますと、女性問題では、例えば公立小中学校で校長、教頭などの管理職の数が全国的にも低いといった現実、それから、外国人問題も大きなテーマだと思います。それからもう一つ、中国残留邦人も、長野県ならではの特異性の問題で、県としてもいろいろとおやりになっていますが、まだやるべきことも人権意識としてはあるのかなとも思ひまして、これもぜひ入れていただきたいと思います。

それからあと推進体制ですが、行政の皆様はあらゆる意味で人権とかかわっていることはもちろんだと思いますし、県内に住む人々が、やっぱり人権尊重社会の担い手であるという自覚を持つという意味では、これは「基本計画策定委員会」というものをつくったかどうかだと思います。それも官民一体となって、現場の皆様の生の声が十分に反映できるような基本計画を作ってほしいと思っています。

それから千曲市にあります人権啓発センターは、もう少し手を入れた方がよろしいのかなと思います。

あと当然、この基本方針を実施するには、点検評価のシステムが今いろいろな形で研究されていますが、それをぜひ取り込んだような計画をつくっていただきたいと思います。

(矢崎会長)

ありがとうございます。大西委員、お願いします

(大西委員)

何か書かないと仕事をしていないみたいなので、感想を書いたのですが、あまり実務的には役に立たないかもしれませんが、こういう考え方もあるのかという参考程度でお願いします。

どうしても人権の問題は、「空虚な理念」みたいになってしまう。たまたま村上春樹の小説というのがあったので引用したのですが、そういう虚ろな言葉になってしまいがちだということを実感しながらやった方がいいのではないかと思います。

次に現場のリアリズムですが、人権は理念を声高にいうことではなくて、現場で地道に関与をし続ける日々の取り組みの中にあるのではないかと思います。

公聴会とかで、何人か来ていただくような、そういう地道な取組の中にあるのではないかと、あまり大上段に主張するというのではないと思います。

ただ地道な作業はどうしても評価されにくい傾向にありますので、こういうようなさりげない、あまり目立たないような現場の活動を積極的に評価してサポートしていくようなものがあればいいなと思いました。

普遍的な「かくあるべし」ということにとらわれてしまうとあまりうまくいかないの、いろいろな生き方とか多様性があるということで、一つの方向に収斂して援助するという、それぞれの活動を支えるようなサポートがいいのではないかと思います。

あとは、どうしてもこのご時世、施策はどうしても即効性とか費用対効果が求められると思います。ただ、人権問題は、そういう単純なクリアカットだけでは難しいので、完全な解決を目指さない、問題点は問題点として把握するのですが、日々手入れをするという、少し宙ぶらりんに耐えていくようなものも必要じゃないかと思います。

ですから、ただ一見すると歯がゆいというか、すぐ結果の出ない、そういう答申になる

かもしれないが、それはそれで僕はいいのではないかと思います。

あと、委員の皆さんはそれぞれ専門分野を持っていると思います。その分野を重要視して発言する傾向にあると思います。ですから、斎藤委員が同和問題を強調することは、それはある意味で当たり前といったら失礼ですが、僕ら同和問題以外の人間ですが、今の岩井委員もそうですが、全然それ以外の人間も同和問題に関しては重要だというふうに感じていると傾向があるので、この問題については、ほかにやる機関もないようですので、同和問題とか、外国人の問題は、ほかよりはウエイトをかけて考えていただいた方がいいのではないかと思います。

最後に、あとはきちとしたマニュアルとかガイドラインで、こうすればこうなるという、単純な解決策の方が耳に聞こえはいいのですが、こういう問題は非常に複雑でケースバイケースだと思いますので、さえない答申になるかもしれませんが、むしろパフォーマンスみたいなものを打ち立ててというよりは、その方がいいのではないかという感想を書かせていただきました。

(矢崎会長)

ありがとうございます。北村委員、お願いします。

(北村委員)

私の受け取り方が不足していて、いささか気が引けているところですが、この前いただいた「人権政策に関する基本方針策定に向けての答申の構成案(たたき台)」の大項目とか項目を出していただいてありましたので、それに沿って私も箇条書きで、必要なこと、ぜひこの中に入れた方がいいのではないかとということをもとめさせていただきました。

まず、基本的な考え方ですが、いくつかの県の基本方針を見せていただいて、どういう答申にしる、まず世界、国、県の動きというものはよく背景に出ています。

私は、この世界や国とか、そういうものの動きがどういうふうになったとしても、一番大事なもの、大きな円の中心というものは、世界や国の動きに左右されるものでなく、人間の尊重だと思っています。だから、どんなことがあっても中心円の中に、基本的な考え方で据えていかなければいけない問題ではないかということを強く思っています。

それと同時に、人権に対する意識を高めていく必要性は本当にありまして、人権はほっておいたらどんな方向に走っていくかわからない。本来は普遍的なものでありながら普遍でなくなることが往々にしてあるということから、これをもう一番、次の円、中心円から次の円に必要なじゃないかということでここに取り上げました。

それと一番大事にしていかなければいけないことは、今回、何のために意識調査をしたかということもきちんとその基本方針の中に入れて、意識調査と各団体からお話を聞いたこと、そういうこともこの中に入れて、これからの推進に役立てていかないといけないというふうに思いました。

それから人権施策の方向性ですが、教育、啓発の推進、人権相談は当たり前ですが、特にこれから学習をしている団体とか、そういうところにも力を入れて協力していただくようにしていかなければいけないということを思いましたので、学習をここに入れさせていただきました。

それで、人権教育の指導者の不足があるのではないかと思います。これからいろいろ進めていくにしても、行政や一部団体だけではいけないので、人材の育成の拡大を図っていくということが必要だと思います。

次に人権教育とそれから次の人権学習等にかかわる団体への援助、これも学習をしている人たち、それから、そういうことを一生懸命やっている人たちへの援助は必要と思いました。

それから、人権相談窓口、機関の充実、強化です。これは何回も話の中で出てきていますが、人材が育成され、窓口にきちんと位置づけられることです。

次は人権に関わる情報の収集と提供、一般的であります、大事なことだと思って挙げさせていただきました。

人権啓発の効果的な方策はみんなで考えて充実していく方向を定めなければいけないと思っています。

それから、分野別施策等の推進です。同和問題、女性、子ども、障害者等々挙がっていますが、推進というのは確かに目に見えないもので、効果がさほど上がっていないという意見が割と多いです。その原因の追究と新たな施策を探っていかなければいけないのではないかと思います。民間活力の導入とか、企業、NPO、学習団体の連携強化がスムーズにできるように、多くの委員の方が同じようなことを言っているらっしゃると思います。

次に一層の市町村との実効性ある連携強化と、庁内の推進体制の確立は大事なことで挙げておかないといけないと思いました。

(矢崎会長)

ありがとうございます。金委員、よろしくお願いします。

(金委員)

前回欠席で失礼しました。一回周回遅れでズレがあるかもしれませんがよろしく申し上げます。

まず、答申の中に何を盛り込むかというときに、事務局で県民意識調査をどう読むか、ポイントは全部いただいて、全体的にはそこをつなげていけばよいと思います。

今3人の委員の方々もおっしゃったのですが、この審議会としてこの調査をどのように読むのかですね。すべての課題、全部大切だろうと思いますが、私の非常に片寄った読み方をしたら、長野県において、部落差別は全くなっていないということが非常に衝撃的な数値で出てきたと理解しました。質問24は非常に衝撃的で、7年たってむしろ悪化していたし、全国と比べて悪いとか、前回より悪いとかありますが、それ以前に、とんでもない数値であると私は読みました。結婚差別について、そこには書かなかったのですが、結婚差別の実態について、もしかしたら、もうちょっと切り込んだ調査が必要なのではないかと。あるいは、その相談業務がどのようになされているのか、客観的な必要性とか、課題になり得るのではないかとということが1つ目です。

2つ目は、分野別施策の進め方とも関連するのですが、職場や地域でのセクハラとか、この調査とは別に、長野県の女性の社会的地位が低いのではないかとということがあって、男女共同参画審議会などとも連携して、女性の地位向上というのを長野県の課題にあって

もいいのではないかと思います。

3つ目は、外国人、外国籍県民といったらいいか、中国帰国者も含めて多文化共生といったらいいか、そういう異なる文化との共存があるかなというふうに思いました。

あとのところは、行政、都道府県の報告書はこういう結果が出ました、こうでしたと丁寧には書いてはありますが、どこまで踏み込んでいくのかということがないと思いました。できれば「人権先進県なごの」を目指すとか、そういうキャッチフレーズで、大胆なことを仕掛けていったらどうかという気持ちを持っています。

(矢崎会長)

ありがとうございます。県民意識調査について、前回は各委員が感想を交換し合ったわけですが、同和問題については、むしろ後退をしてきているのではないかという意見が大変多かった。

斎藤委員、お願いします。

(斎藤委員)

私は三つ目の分野別施策の推進のところについて書きました。

岩井委員、金委員がおっしゃられた長野県に豊かな人権文化を築こうというようなプラス思考みたいなものが本当にいいなと思いました。

私は、実は同和問題の現状がどうなっているかということ、これまでの取り組みによって成果はあったが残念ながら課題、問題があるということです。もう事業は終わったんだと、あとは教育・啓発だというのが、それだけではないだろうと、やらなければいけないことは、教育・啓発だけではなくてあるのではないかと思います。

特に国の特別措置法が失効したあと、長野県ではほとんど何もされてきていない経過があって、それから県の部落解放審議会の答申が出されたのに、それが行われてこなかったという問題です。

今後としては、同和問題解決のための行政の責任と取組の必要性です。行政の教育の体制、人材、行政が教育啓発の必要性、当事者自身の権利と「自覚」「自立」支援の必要性、関係機関との連携・協働の必要性を盛り込んで、今後の方向として盛り込んでいく必要があるのではないかと考えてみました。

(矢崎会長)

ありがとうございます。関委員、お願いいたします。

(関委員)

これだけは盛り込んでほしいということに絞って申し上げさせていただきます。

一つは、基本方針策定後、毎年、計画、実施、評価をしていくシステムの構築が必要で、PDCAを回せるものにしてもらいたい。

2番目は、長野県らしい内容、表現を盛り込むことが必要であると思います。

3つ目は、長野県の同和行政の見直しを行い、適正な対策をとっていくことを明確に打ち出してほしいということです。

長野県では、特別措置法失効後の同和対策について、2002年に部落解放審議会で答申がなされたが、前県政においてこれが適切に活かされたとはいえず、同和行政は後退してしまっていると思います。

一方、2006年にいくつかの県において一連の不祥事が発生し、当事者、関係者の体質改善と再発防止が強く求められたということもまた事実です。

これらの経過後、現在、例えば企業の採用時に、あるいは結婚紹介時に、家族の職業、本籍、宗教、戸籍謄本の調べなど、不適切な事例がなお全国的に発生しています。長野県においても、同和問題は解決したとはいえず、また今回、実施した人権に関する県民意識調査を見ても、同和問題はそっとしておくほうがよいとか、差別は所詮なくならないとか、よく考えていないなど消極的、あるいは無関心と思われる回答が増加してきているようです。これらを直視して、今回の答申に当たって改めて「適切な同和行政と同和教育」を求めるものです。

なお、今後の同和行政は、差別撤廃のための同和教育の徹底、意識改革・啓発、そのための具体的な施策と、それが実行できる体制づくりなどが主軸になるべきものと考えています。

(矢崎会長)

ありがとうございます。次に矢嶋委員ですが、おいでにならないので事務局からお願いします。

(事務局：蔵之内補佐)

それでは、矢嶋委員からいただいた意見を紹介させていただきます。

総論として、なぜ、今、人権政策を立案するのかということで、部落解放審議会答申とのつながりを明記しておく必要があるということです。

長野県のさまざまな分野で、どんな人権問題が起きているかを、典型的な事例を叙述して、県民に問題提起するといったようなことが必要ではないか。

人権政策とは何なのか、またそれが必要なのかといったことを、県民の皆様が一読をしてわかっていただくような解説をすることも必要であるということです。

それから、個別課題について、基本的にはすべての人権課題を取り上げるということですが、課題別に実際にどんな人権問題が起きているのか、長野県における実態を浮き彫りにしながらきちんと書き込んでいきたい。

部落解放審議会の経過、すべての人権問題の象徴たる位置にあるということを考えれば、同和問題ということを手頭の課題として、厚みのある取り上げ方をしたらどうか。

それから、県民意識調査結果と答申との整合について、人権侵害の経験ということが一番多かった「悪口・噂」などの問題を政策上どう取り扱うべきなのかということです。

人権侵害の事象には、「個人対個人の人権問題」と、「社会的な人権問題」があり、相当幅が広がると、その中で「個人対個人の人権問題」として位置づけるのか。

もし、政策対象にしない場合でも、「悪口・噂」、「仲間はずし」は、多くの県民の皆様が回答しているのに、政策の対象としないという対応になる場合は、審議会として説得力のある説明をしたいということです。

マスメディア、インターネット等の大量伝達媒体による人権侵害は、「悪口・噂」に非常に近い内容ということで、「社会的な人権問題」というよりも、「個別対個別の人権問題」に近くて、政策対象としないという選択肢もあり得るが、極めて悪質・深刻なケースも多く、現代社会の特徴的な人権問題として捉えておく必要がある。この取り扱いをどうしたらいいか。個別課題として柱立てをしていくかどうかといったことも考えたということです。

(矢崎会長)

吉澤委員、お願いいたします。

(吉澤委員)

私は解放子ども会の指導員としての立場から、部落問題に集中して書かせていただきました。スローガ的なものというよりも実践できるものとして挙げました。積極的な市民の参加と協力を促し、個人の尊厳が重んじられ、基本的人権が尊重される社会を実現するために、差別なく意欲と実践力をもった人間を育てることの大切さを入れたい。

また、それよりも実践できるものということで、教育・啓発、人材育成を挙げさせていただきました。

外国人支援もずっとやっていますが、部落問題などすべての人権問題は、同じところにたどりつき、相談窓口が最も大切なシステムだと思っていますので、総合的、専門的な相談・支援の推進と体制の確立を重点的に書かせていただきました。

(矢崎会長)

ありがとうございます。

私は、基本計画を立てるときに具体的な項目があった方がいいということで拾い出しました。中央と地方の格差がものすごい勢いで進んでいて、それが新たな差別というか、貧困につながって新たな差別につながっていくのでないか、受けたい医療が受けられなくなるとか、行きたい学校にも行けなくなるなどの傾向がはつきり出てきていると思います。これからの人権政策の中で、格差の問題は触れておく必要があるという観点が一つです。

もう一つは、基本方針の中で子育て支援、高齢者の問題、障害者の問題と全ての課題を羅列していきますと、それで大半のページが終わります。そういう基本方針はつくりたくないから最初から思っていました。しかし、触れないわけにはいかない。触れないわけにはいかないが、この審議会で大きなテーマになっている同和問題、外国人の問題、その問題については少しページをさいて、具体的な方向を示した方がいいだろうという気がしています。

人権問題の場合には、啓発・教育と、問題が起きてきたときの対策・対応、この2つはきちんと分けていくべきだと思います。心を育てるという意味では、茅野市は読書運動を、全市を挙げて積極的にやってきました。何か啓発・啓蒙の中で具体的な提案ができないかどうか。もう一つは、アンケートの中でマスメディアの使い方、これを考えていった方がいいのではないかと感じています。

相談支援の場合には、拠点がないとだめです。拠点があって、それをどういうふう

ネットワーク化していくかというシステムがあって、それを支える人材ということで、まちづくりは、いつも拠点とシステムと人材だということを私は心がけてきたわけですが、その具体的な提言をこの審議会から出せないかどうか。具体的には、例えば子どもの場合には、児童相談所が10広域単位であります。10広域単位で対応できるという中で、市町村単位で同和問題、外国人の問題に対応するのは難しいかなという感じがしています。新たな10広域単位での窓口、特に同和問題、外国人の問題など人権にかかわる問題については、まずその窓口で相談して、どこかできちんと解決していく。それはたらい回しをしないやり方でそれぞれの専門分野につなげていく。そういう形に現実的にはなるでしょうが、広域単位での人権の窓口が必要ではないか。それから、同和問題では、窓口がはっきりしていないというご意見も随分強くいただきました。正直申し上げて、市町村単位でその窓口というのは難しいです。10広域単位で対応する方がよいような気がしています。

そういうことで長野県らしさ、この審議会らしさが基本方針の中に特徴的に出せるかどうか。メリハリをどうつけるか、そういう観点からまとめさせていただきました。

どうしてもNPOとか市民活動の力を借りないと、痛いところ、かゆいところに手が届きません。行政は税金を使っているいろいろな仕事、政策をしますが、必要と思っても、公平性といいますか、割り振りの配置から、どうしてもお応えできない部分があります。その部分を茅野市ではNPOをつくっていただいでいくつに対応していただいた。その費用負担は、与えてやる補助金ではなくて、お願いする負担金という考え方でないと、市民組織は気持ちよく仕事をやってもらえない。人権センターなのは、一切、行政から補助金をもらっていない。そういう紐つきは嫌だと、行政でできないことをおやりになっている。それをむしろお願いして負担金を出させていただくようなことが、これからの民間企業と行政とのコラボレーションのあり方ではないかと思います。特に人権問題は、行政がかゆいところまで手が届くことは大変難しいですが、相談・支援については、大いに民間活力を使っていく新しいシステムをつくるべきだと思います。

一通りご説明をいただきました。今までご説明いただいたそれぞれの委員のご意見に対してご質問とか、確認みたいなものがありましたらお願いします。

大西委員のご意見を聞いて、ほっとしたり、いろいろしましたが、どういう答申するかメリハリをつけられたらいいなと思っていましたが、あまりメリハリをつけるよりも、変な話、大上段に構えるテーマではないのではないかというご意見も、ほどほどのさりげない答申をためらいながら地道に実行していくということも、何となくそういう見方もあるなという感じもしたわけでありまして。こちら辺、ポイントだと思います。要するに、どういう答申に持っていくか、方向をそろそろ決めていただかなければいけないわけです。メリハリをつける、どういう言い方がいいかわかりませんが、ほかの委員の中ではほかになような、長野県でなければできないような答申、ここの独立性をできるだけ出したい。そして、そこに比較的ポジティブなネーミングをつけて、人権問題をうしろ向きではなくて前向きに考えていくような基本答申にしたいというご意見が多かったと解釈しています。今までの流れの中で、そこら辺のトーンというか、スタンスをご議論いただいた方がいいかなと思います。いかがでしょうか。

それぞれの委員の意見の確認といいますか、意見交換があったら出していただけたらと思います。

例えば、斎藤委員が同和問題を一般対策に移行したが、ほかの子育て支援、高齢者の問題、障害者の問題はそれぞれ担当課があって、具体的にプランがあって、目に見えているものが結構あるが、同和の一般対策は何もないのではないかと意見に全く同感です。しかし、同和問題を一般対策として何ができるかという具体的なことをできたら入れたいと思います。その点について、今日でなくてもいいですが、具体的に相談窓口がないからするのか、県の中にきちんとした受け入れ先がないがそれでいいか、一般対策における同和対策は、どういう切り口があるか、ご意見をお聞きしたいと思います。

吉澤委員も、同和問題に大変関心が強くていらっしゃいますが、おそらく、どういうふうにしたらいいかわからないから県は何もしてこなかったと思います。一般対策の同和対策はどういうものか、わからなかったのが、教育・啓発と今までと同じことは残ったが、それ以上のものは出てこなかった。

課長、そういうふうを考えていいですか、わかっているしなかったのか、わからなかったのかという話になりますが。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

県としてできる対策はやってきましたが、それ以前の特別対策の中に相当の項目がありましたので、それから比べると、何もしないというような感じになってしまうのかなと思います。

ただ、同和問題も含めた、全体の人権問題の中での取組は、金額がいくらという具体的にはないが、人権という大きなまとめで、同和も含めて、教育・啓発は行ってきます。

(矢崎会長)

関委員、その点について、具体的なご提案があればお願いします。

(関委員)

特別措置法時代の同和対策によって、例えば同和地区の生活水準引上げなど一定の効果があったと思います。

ところが、結婚問題とか雇用問題とかたくさんの差別事象がなくなっていません。全国的にもそうですし、長野県でもそうです。

問題は部落解放審議会が答申をしたにもかかわらず、それが活かされず問題が残ってしまっている。なかでも一番大事なのがトップの姿勢です。前知事が、同和問題だけが特別ではなく、人権問題の中の一つですと、それをあまりにも強調されたがために担当の方も、ほかの問題を一生懸命にやって、同和問題はもう終わったというような受けとめ方がなされてきたきらいがあります。これを方向、修正しなければならないと思っています。

(矢崎会長)

わかります。田中県政の時に、ドラスティックに、もうやる必要がないぐらいに変更しました。

今、学校現場の同和教育は、人権教育という名前になりましたが、実態の内容は多少変

わってきていますが、同和問題は取り上げていると考えていいですか。

(心の支援室 櫻井主任主導主事)

県教委としては、同和教育という名前は使っていませんが、人権教育ということで行っています。同和問題については、非常に重要な課題の一つであるということで、当然扱っていただきたいということでやっておりますし、例えば、学校人権教育の研修会というような、各学校から1名ずつ集まっていたくような会で分科会の一つとして、同和問題をどうやって進めていったらいいかということで毎年開いています。

また、各地区の研修会でも、同和問題については扱っています。例えば、ここにおいての斎藤委員にもご講演をいただいています。

(関委員)

只今、学校では同和教育をやっているというようなお話しがありましたが、地区でも全然やっていないわけではありません。私の住んでいる地区でも、人権問題を取り上げた勉強会を行っています。人権問題というとまず同和問題を取り上げています。

しかし、言い方が適切ではないかもしれませんが、マンネリ化して力が入っていないように見えます。それは県行政からはじまって一本筋が通っていないからだと思います。

(矢崎会長)

わかりました。何かちょっとここが気になるとか、確認したいところとかありましたら。

(斎藤委員)

同和教育に関していいますと、前にもお話ししたかもしれませんが、県教育センターで話をしてほしいということで、同和教育という言葉は演題の中に入れましたら、県では、「今、同和教育という言葉は使っていない」と、「人権教育にしてほしい」と、そうでなければ、同和問題ならいいと言われました。それはいくつかある課題の一つとして同和問題があるということです。

実際は、同和教育をやらないとはもちろん言っていない。同和問題は重要な課題の一つと言っていますが、県の流れは同和教育ではなくて人権教育という受けとめ方です。受けとめ方の方の問題ですが、今、関委員もおっしゃられたように、トップの考えがそういう考えだと、別にトップがこうだと言わなくても周りはそれを受けて、担当から自主規制してしまうというようなことがあります。

私が聞いている範囲では、学校ではもう同和教育が随分後退してしまっている。同和問題をやるという先生も少なくなったし、実際にやっている学校も少なくなってしまうという実態であると聞いています。

(矢崎会長)

わかりました。これからいろいろな議論をいただく中で、それぞれ分野別に詰めていくことがあれば詰めていきますが、まとめ方についてご意見をお伺いしたいと思います。

人権政策に関する基本方針をどのようにまとめていくか。たたき台のペーパーを持って

いらっしゃるかどうかが、大項目で、基本的な考え方、人権施策の方向性、分野別施策の推進、施策の推進体制という4つの大項目になっています。

基本的な考え方は背景・動向。そして基本理念。方向性としては教育・啓発、相談支援と書いてあります。一般的なまとめ方で、まとめやすいまとめ方ということはありません。こういうことに慣れている方々は、こういうフォーマットの方がわかりやすいということですが、この後、基本方針を答申させていただいて、この審議会も「自主計画策定委員会」みたいなものを官民でやったらどうかというお話しが岩井委員からご提案がありましたが、スケジュール的に新たな委員会をつくるのは難しいです。私の方で事務局をお願いしていたのは、策定委員会ではないですが、この審議会はそこまで突っ込んだ答申を、表に出せるかどうかは別にして、付属としてそういう議論も当然するので、基本計画ができるときには、ある程度プレゼンテーションしてもらって、一般県民もパブリックコメントをとるので、答申をつくったこの審議会に案を見せていただいて、意見を聞くような進め方だけはしてほしいということで事務局は了解しています。基本計画そのものがおそらくこういう形のまとめ方になるのかなと思いますが、答申の方法を変えればまた違ったまとめ方という可能性もあるかもしれません。

一つ、気になっているのは、今日おいでになっていませんが、矢嶋委員から、こういう問題があるというのを先にバーンと書いて、そこで興味を持ってもらって、その解決策というご意見もありました。これも確かにおもしるいやり方ですが、そうすると、このまとめ方とはちょっと違うと思います。今日、矢嶋委員がいらっしゃれば、意見交換させていただこうと思っていましたが、まとめ方について、ご意見をいただきたいと思いますが、お願いをいたします。

(金委員)

このたたき台(案)の基本的な考え方、枠組みはいいのですが、現状分析、現状がどうかということをもうちょっとはつきり前に出すべきだろうと思います。

今、同和教育について、少しご意見をお聞きしましたが、私も大学生に日ごろ接していて、出身は長野県に限らない学生たちですが、日本全体、いわゆる同和教育を受けたことがないという学生がものすごく増えています。したがって、その現状分析をするためには客観的なデータの裏打ちが必要ですので、答申の最後に例えば付表という形で、今、人権教育の状況とか、例えば中学校で週何時間、この問題に時間をさいているかという現状とか、それをできれば5年前と10年前と比べてみるとか。そもそも同和教育という言い方を本当にしないのかどうなのかということから始まって、人権教育の実態あるいは人権啓発センターの、いわゆる人権関係の啓発事業をどのようにやってきたかということとか、同和教育だけにするわけにもいかないですが、いくつかのクリティカルな、アクションめいたものに踏み込むのであれば、客観的なデータがあってそれをどう読んだか、どういうふうに理解をしたかという現状分析なしにその背景、特別措置法ができて同対審は終わって、そして何か突然、崇高な理念に展開してしまって、それで何をすることは全然わからないという答申がどうも何か多いような気がします。

私はできればもう少し、従来から直感的にハコモノというか、格差是正は必要ですが、それはそれぞれの形でやっていくべきだと、そこが規定方針で、私は、そこは戻さなくて

もいいのではないかという考えです。しかし、今回話に出てきた結婚差別は、ある意味、深刻な人権感覚の貧困度合いが明らかに出てきたことを目の当たりにして、かなり本腰を入れて人権啓発を長野県は進めるべきだというようなトーンを私はしてほしいと思います。

今年12月10日ですか、世界人権宣言60周年ですね。それに間に合って知事に何かパフォーマンスをしてもらえればいいかなとか、新聞、メディア、テレビ、インターネットでの露出はやはり大事です。何かの記念のシンボルマーク、そのバッヂを常につけるとか、何かそういう形で常にアピールしていったらどうかと、小手先のものになるかもしれませんが思います。

少し拡散しましたが、ともかく現状分析、現状認識、それにかかわるデータがほしい。それに基づいて明確な何かの行動計画を出すべきではないかと思いました。

(矢崎会長)

答申案の中の本項といいますか、元の中に現状分析が要りますか。それとも、それは付表とか、参考資料ということによろしいですか。

(金委員)

データは参考資料でいいと思いますが、例えば、その項目を立てるときの章のタイトルですが、背景・動向とありますが、長野県の現状というものがないような気がしました。

(矢崎会長)

そうすると、背景・動向という項目の中に現状分析の項を起こすということですね。

(金委員)

はい。だけでも、随分違うのではいかという気がします。

(矢崎会長)

今日おいでにならない矢嶋委員もそういう角度で、どういう問題があるからこれをつくったということがほしいのではないかというご意見です。

そうすると、その背景・動向の中に現状分析、なぜ今、人権政策の答申が要るかどうかという部分を入れていくという、そういう考え方でいいですか。

(金委員)

そうですね。

(岩井委員)

私も、最初に申し上げたのは、そういう意味合いですが、立派な理念があって、そのあと、長野県とその理念をどのようにリンクさせるかを、どこで表現すればと考えたのですが、やはり背景・動向のところ、長野県の現状をいろいろ書くと思いますが、特徴的なものは、同和問題であり、外国人問題であるということは、少し行を多く触れながらやるということですか。

それからもう一つ、具体的なそれぞれの施策のところでも、現状と課題という書き方をしていますが、ここではある程度、数値的なものも入ってきてもいいのではないかと思っています。人権問題はそれぞれ重要課題ですが、長野県に特化した方がいいのではないかと、そうしますと、その基本方針と、それから施策の方の具体的な話も見えてくる。この一つの項目の中で見えてくるという感じもしまして、大きく触れるところと、具体的な部分がある程度、分けしながら入れてもいいと考えました。

(矢崎会長)

では、この大項目の基本的な考え方の中に、現状分析を顕在化させていくと。

(岩井委員)

大きな意味での。

(矢崎会長)

大きな意味での、個別的なことは別にしても、そういうことですね。変な話ですが、基本的に審議会の経過の中で、同和問題、外国人の問題が手薄ではないかという認識を持ったみたいなことも含めて入れていくということですね。

(斎藤委員)

私もそれに賛成です。有吉委員も、なぜ今人権政策なのかということを出しておられます。その施策を推進するに当たり、その前提として何が問題か。今、どういう問題があるからという、そのとらえ方が重要ではないかと思えます。現在、こういう問題があるということから出発するということです。

(矢崎会長)

それをあまり長く書いてしまうと、そこで嫌になってしまう。

(斎藤委員)

そうですね。ただ以前にも、何か人権をめぐる国際的な潮流、国内の潮流という立て方をしたのがあって、そうすると、何かすごく建前的な感じがして、何か目の前の問題から出発するみたいなことの方がいいのではないかと思えます。

(矢崎会長)

基本方針をシンプルにし、例えば、これをはずしていても、基本計画でそういうふうにしてしまうかもしれませんよね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

いただいた答申の形の中で、随時、文言を入れていくという考えです。

(矢崎会長)

人に文句をいわれないとか、どこでも通るという配慮は今回あまりしなくていいだろうという意見で始まっているので、責任は委員がとるということで、少し変わったものをつくってもいいかもしれません。要するに総合的に満点ということではなくて、そこに委員の肉声が聞こえてくるような、現状がわかるようなものも一回つくったらどうかという気がします。あとは、今度は事務局で、基本答申に基づいて基本計画をつくるときにどういうふうにするかということになります。

委員のご意見では、あまりもっともらしいものはつくらなくて、もっと現実に即したようなものでいいのではないかと、基本的な考え方の中に、なぜ今、人権政策なのかという現状分析に触れた方がいいだろうということだと思います。

あとの流れは、こんな流れでよろしいですか。

(金委員)

現状といったときに、意識調査の結果は、この中にどういうふうな形で盛り込まれるのかと、意識調査はどのように公表して使うのかと。それに何のために意識調査をしたということと、何か施策を考えるために行った調査のはずなので、その結果をどう理解して、計画を立てましたということになると思います。したがって、意識調査のことがちょっとどこに入るのかと、基本的な考え方なのか、方向性か。そもそもこの意識調査はどのような形で公表されるのですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

前回の審議会では、速報値ということで出ささせていただきました。意識調査の公表ですが、もう少し内部で分析しまして、来年の2月ごろには、別冊になるのか、審議会の答申のうしろに付表のような形でつけるのかは別にしまして、とりまとめて公表したいというふうに考えています。

意識調査の内容を答申の中に一部盛り込むとかは、一向に構いませんが、まとまったものは、今、言いましたように、最終的に意識調査結果というような形でとりまとめて、別冊なり付表という形で公表したいというふうに思っています。

(矢崎会長)

基本方針をつくるための意識調査という部分も十分あります。この意識調査の中で、大方の委員の意見が、同和問題についてはむしろ後退しているということが意識調査からわかったというのは大きな収穫です。この他にもいくつかの収穫がこの中で読み取れるだろうと思います。

一回、マスコミに対して、意識調査の結果が出ましたが、この答申とは別に、先に出すという方法もあると思います。要するに人権政策というものに対してのマスコミへの露出を高めていくための一つの種として、一緒にやるのではなくて、その前にマスコミを紹介するということも考えられます。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

意識調査の速報は、それぞれの項目についてどういう結果だったということは、既に外

部にも出ていますし、ホームページ上で掲載して、その内容は見ていただければわかるようになっていきます。

(金委員)

啓発であれば、人権政策審議会議長が、12月の人権政策審議会で、その意識調査はこういうふうには審議会では理解しましたみたいなことを談話で出すとか、何かそういう形で行ったらどうでしょうか。

(矢崎会長)

談話を出しても、何も取り上げなかったら意味ないですからね。

(金委員)

その上で、答申をいつごろに出しますという予告編をやるというのが一つの方法です。

(矢崎会長)

そう言われたら、前回、意識調査の結果について、結構各社で取り上げましたね。信毎も取り上げて、同和問題が後退しているという形のコメントも考えてみたら入っていたから、一つの役目は果たしたかなと思います。

(金委員)

答申の中にその意識調査をどのように盛り込むかということは、今、おっしゃられたような別冊で出ているので、触れるような形でもいいかと思いますが、そうすると、この人権政策審議会自体がどういう役割を持っているのかということ、それを背景でなくて、経緯という形が要りますよね。これは言葉尻をとらえて恐縮ですが、背景というと、何か国連がとか何とかという大上段になりますが、そうではなくて、長野県の人権施策がこうこういう経緯でこの審議会が立ち上げられて、こういうふうに来ってきたという経緯が必要だと思います。

そうすると、私が先ほど申し上げました現状は、何といたらいいでしょうか、人権にかかわる施策の現状なのか、人権問題の現状なのか、そこを分けないと不分明なままで発言していたかなという気がします。人権施策をこの審議会から出す答申であれば、この審議会に至る経緯という形で明確に、先ほど関委員がおっしゃっていた県部落解放審議会の答申の経緯もきちんここに書くことが必要ではないかと思いました。

(関委員)

私の主張している一つに、長野県らしい内容表現とありますが、それは県民に対して改めて意識調査を実施して、その内容はこうでしたということではなくて、例えば松本サリン事件というのは長野県で発生したもので他県は経験していない、我々はそこから反省すべき内容、教訓を得ていると思います。あるいはブラジル籍、外国籍の人数も、日本一ではないが東信地域など非常に多いです。あるいは、同和問題の県行政での扱いについて先ほどから述べたような経過があります。こういった長野県の実態をよく反映してもらいたい

ということです。

(矢崎会長)

経過をどういう書き方にするか難しいですが、金委員が先ほど言われた、この人権政策審議会がなぜできてきたということは、村井知事からそれぞれ委嘱を受けて、こういう過程を得て今日答申に至ったというのは、おそらく前段で申し上げることだと思います。この審議会のことは本文と関係なく処理しますが、長野県における人権に関する経過は、入れていくということでしょうね。

それは、先ほど申し上げたように、その現状分析と経過を一緒にするのか、別々にするのか、おそらく一緒に書くような方が楽だろうと思います。その中に、関委員が言われた長野県に同和問題は存在しないがごとの判断をしたときがあったということを書く。

現状分析の経過の中で、それぞれの施策については、それぞれでやっていくということは当然入れていかなければいけない。それとは別に、特に審議会の中で、外国人の問題と同和問題の議論が多くなされてきました。その議論の中で、同和問題についてはこういう経過とか、外国人の問題はこうだということを膨らませるということかもしれませんね。その現状分析と経過の中で触れるという。

事務局も、今、言ったことも含めてやるということではありますが、この基本的な考え方の背景・動向の中で、現状分析、経過みたいな部分をくっきりした方がいいのではないかと、こういうご意見をいただいたというふうに解釈します。

それでは、このあとのことも含めてここでお休みをとらせていただいて、5分ぐらい休憩して、まとめ方、進め方について、ご議論をいただきたいと思います。

< 休 憩 >

(矢崎会長)

それでは再開をいたします。全体のまとめ方については、今、基本的な考え方については、現状分析、そしてまた経過等々も入れた方がいいのではないかとご意見をいただきました。

そのあとの方向性という分野では、教育・啓発をどうするか、相談支援をどうするかと、こういう書き方をしているわけですが、このことについては、こういう分け方によろしいでしょうか。中身は別にして、枠組として。

< 「異議なし」 >

(矢崎会長)

そのあとの分野別施策の推進のページのとり方、これについてご意見をお聞きしていきたいと思いますが。今まで見たいいくつかの都道府県の中で、これに全体の8割ぐらいのページをさいてしまっているところもあります。そうすると、ただそれぞれの課で行っていることをまとめただけの内容になるという危険があります。そうはいても、一切触れないというわけにもいきませんので、この点について、特に同和問題、外国人の問題等はも

ちろん別になりますが、その他の高齢者、障害者、いろいろな問題について、どういうふうに触れていくかどうか。長野県のこの審議会で課題とした分野との割り振り、この点のニュアンスを議論いただけたらと思います。

何も触れないというわけにはいきませんね。行政がどうしても、市民の方から、県民の方から見られたときに、総花的だというふうに言われるのは、触れないとクレームがつくということがあります。ページの多さ、少なさで文句をいただくということもあるので、今回はいろいろなご意見をいただく内容になるかもしれませんが。

(斎藤委員)

以前に事務局からいただいた、平成20年度の人権施策事業内容だけでこれだけありますので、今、会長がおっしゃられたように、それぞれ書いていくと、もう本当にそれだけでページをすごくとってしまうということになると思います。どこかでそういうことを断って、この答申では、この問題とこの問題に特に力を注いだみたい言い方をするしかないのかなという気がしています。

(矢崎会長)

多少、触れざるを得ませんよね。

(斎藤委員)

それはもう、基本的なことはやはり触れないわけにいかないと思いますが。

(矢崎会長)

ただ、そのもとにある部分だけは共通しているわけですので、それはいろいろな言い方がありますが、何人かの委員から出られている人間の尊厳という、そのもとでいろいろな対策が打たれていくとか。人権文化みたいなご意見もありましたし、自立という観点からいろいろなとらえ方があると思いますが、ベーシックなところだけはきちんと押さえた上で、その上でいくつかの課題があるという、そこだけは時間をきちんとさいた方がいいのではないかなと思います。

ある程度、事務局でそれぞれの担当部、担当課と相談をして、どうしてもここだけは触れてほしいところは拾っていくということで、2つか3つの分野は、ここで特に取り上げて、その課題以外のものについては、事務局がまとめてみるという考え方でいいでしょうか。こんなに要らないとか、もっとというご意見があるかもしれませんが。

次のときには間に合わないですよ。その作業、11月に間に合いますか。ここで挙げられている課題以外の、ほかの担当部や担当課でやっていることまで。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

今日もオブザーバーで来ていただいている各部なり、各課の方へ、それぞれの個別の人権問題事象といいますか、高齢者とか女性ですとか、関係課へお願いしたいというふうには考えておりますので、次回、11月14日ですが、それまでには分野ごとに課題的なものですか、そこら辺をまとまるような形の資料で事前にお渡しできれば、またそれに対して

意見をいただくような形をとらせていただくということによろしいでしょうか。

(矢崎会長)

そういうことによろしいですか。それでは、ここで子どもの問題、高齢者問題、障害者の問題を議論する時間ありませんし、それぞれの審議会でご議論をいただいて結論が出てきていますので、それから載せる形にしたいと思います。

それでは課題と、その方向性といいますか、その分野別のことについては、次のときまでに、大体こんな程度でまとめたいというものを出していただくということをお願いします。

全体体制ということになりますが、実効性を高めるためにどういう対策をとるか。それと、ちょっとさかのぼりますが、同和問題、外国人の問題、おそらく格差の問題は同じ土俵では乗りにくいので、どこかで触れていただければいいですが、その分野別対策の中で外国人の問題と同和問題、この2つをどのように解決をしていくかどうか。個別課題の問題について、今、それぞれの担当課に振るというお願いをしました。しかし、同和問題と外国人の問題はここでもって特記したいとことですので、そのための具体的な施策、体制についてご意見がありましたら、ちょっとお話しを伺いたいと思います。

関委員、外国人の問題の対策というのは、具体的にはどういうことになっていくのでしょうかね。

(関委員)

この問題は、中国、韓国あるいは日系ブラジル籍の方の問題とか色々あります。特に日系ブラジル籍の方々が急増しましたが、その増え方が各県によって違い、したがって方向が少しずつ違います。長野県では、当初、行政では支援が難しいということで、産業界が主になって「サンタプロジェクト」をやってきました。これは他県でやっておらず、長野県で初めてやったことです。今、愛知県のある地域では、正規な学校教育の中に、日系ブラジル人の二世、三世までの児童を受け入れてきているようです。例えばクラスの3分の1、半分が、日系ブラジル籍の子どもになってしまうと、もう長野県のような対策では間に合わなくなってきています。ですから、国の入国管理法が改正され、それによって日本に来た日系ブラジル籍の二世、三世とその家族の子どもたちをどのように対応していくかは各地方に任されてしまっています。外国人の問題は今後の大きな課題だと思っています。

(矢崎会長)

ただ、具体的な何らかの提言はしたいですよ。

(関委員)

私は、たまたまサンタプロジェクトの初代会長を、3年間だけということで引き受けました。二代目は産業界以外のところから出してもらいたいと思ったわけです。しかしまた三代目の会長は、また産業界に頼まれました。

それで、いつも思うのは、赤い羽根とか共同募金みたいに、もう少し県民一人ひとりから協力をもらってほしいということです。

また、もう少し教育界で真剣に取り組んでほしいということです。

(矢崎会長)

その基本方針の答申案の中では、結構言ってしまうても、事業計画でできるかできないかやっていくわけですので、明日やれという話ではなくて、そういう方向ですべきではないかということまでは入れていいと思います。それを2年、3年、4年の中で応えていけばいい。事業計画の中で、逆に今度はアクションプログラムで、まずこれをやるこれをやるということで、今、関委員が言われたような方向性については最終的に、教育委員会の方でも、特別支援教育みたいな中で外国人に対してのクラスをきちんと、圏域の中で一つずつ持つとか、そういう方向で国も動き出していますので。

(吉澤委員)

NPOとか、私たちのグループに支援を求めてくるのは、どこに相談したらよいかわからない、外国人の派遣社員の皆さんです。だから、企業の皆さんは派遣会社からの契約なので、個人と契約されていないので、個人が路頭に迷っています。そういう部分での支援を。

(金委員)

今回の意識調査の時に、外国籍、外国人に質問することは、無差別抽出ができないということではなかったのですが、長野県のホームページを拝見しましたら、多文化共生研究会でアンケートをとっていますよね。特に、今、出たような、子どもの就学とか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

当課に、本年度4月から、多文化共生係という係がまいりまして、そこで多文化共生研究会を立ち上げまして、今、いろいろ議論しているところです。

金委員がおっしゃったように、この研究会を行う上での資料として、日本人の方、それから外国籍の方々からアンケートをいたしまして、いろいろその結果については、何項目か、外国人の意識ですとか現状ですとか、そういうものについてはアンケート調査を行っています。

それをもとに、今、研究会で3つの部会を設けて行っていますが、1つが、教育・労働・相談部会、保健・医療・福祉の部会、それから安心・安全部会の3つの部会である程度網羅できるだろうということで、いろいろ外国籍の皆さんが抱えるいろいろな問題について議論をされていまして、実は今日の午前中もその研究会の第2回目の研究会を開催したところです。

アンケートの結果については、県、委員の中には国の現地機関もいますので、国、県、それから市町村、それから各種関係団体が、その現状なり課題なりを共有し合おうということで立ち上げて研究会を、今、進めているところです。

(矢崎会長)

わかりました。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

アンケート結果については、先ほど言いましたように、ホームページ上でアップしてありますが、これからいろいろ外国籍の皆さんについて、この審議会で個別課題として議論することになるということになれば、アンケート結果を本日お配りして、また議論の参考にしていただければと思います。帰りまでには用意できると思います。

(矢崎会長)

今、そういう話をさせていただきましたが、今日は構成について、最終的に方向を決めたいと思いますので、対象をどういうふうにするのか、そしてまた外国人の問題、同和問題をどういうふうに答申の中に載せていくのかということは、時間的な関係で次回にしますが、次回にできましたら、その外国人の問題の具体的な施策、解決方法、そしてまた同和問題の具体的な施策等、2つの人権問題を議論したいと思います。

その前に、大体ご了解をいただいたというふうに考えていますが、まとめ方の構成案、この4項目でまとめていただくということとして、もちろんいろいろな変更があってもかまいませんが、基本的にそういうことで行くということだと、それをするとういうふうになるかということを経務局で、各委員の答申に入れたい意見を、事務局なりに判断をしてここに入れて込んでみました。それを配ってくれますか。そういうふうにまとまらなければ出すつもりがなかったので、あらかじめお配りしなかったのですが。

課長、これを見ていただいたら時間がかかりますが、しかし、見ないと議論ができないので、どういうふうにまとめたかということのポイントだけ説明してくれませんか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

ただいまお配りした資料についてご説明させていただきます。前回の審議会のときに、たたき台として示した項目ごとに、それぞれの委員からいただいた意見を当てはめさせていただいたものです。ただ、文章が長いものにつきましては、項目を列記するという形でまとめてあります。

1ページから3ページまでが、大項目でいう基本的な考え方、その中で1ページ目に、背景・動向について、下段から3ページの上段までは、視点・基本方向、基本理念をまとめてあります。

それから3ページの下段から、人権施策の方向性の全体、4ページの中ほどから、人権教育・啓発の関係、5ページに人権相談・支援ということでまとめてあります。

6ページから分野別施策の推進の基本事項をまとめてあります。ただ、この審議会の中で、非常に同和問題について多くご意見をいただいていますので、7ページの下段から同和問題だけを特出しして、9ページの上段まで記載してあります。

9ページの下段以降は、施策の推進体制について、いただいたご意見をとりまとめてあります。

今、背景・動向の前に現状分析というような意見もありましたが、前回の分類に基づいてそれぞれ提案を分けさせていただきました。それぞれ委員のご意見が、この構成のどこに入ればよいか、意図するところがわからない部分もありましたので、もし違っているよ

うなところ等がありましたら、申し出ていただきたいと思います。事務局で判断して、それぞれの項目について、各委員がこのようなご意見をお持ちだということでもとめた表です。以上です。

(矢崎会長)

これを全部見ていただくのも大変ですが、このまとめ方で、ご自分のご意見のところだけでも見ていただいて、何か違っていたり、書かれている場所が違うかというようなご意見をいただけたらと思います。

ご覧いただいて、お気づきの点がありましたら、どんどん意見を出してください。

(関委員)

今日は、私は特に同和問題に絞って申し上げました。

先ほど、県では同和行政をするといっても、具体的に、一般対策でどういうことをやったらいいのかがあまりわかっていないのではないかというお話しがありましたが、それなら関係者にヒアリングをしてください。抽象的だけだと本当にフォローができないので具体的に把握してください。そうすると、県の行政と実際困っているところと、問題認識がつながってくると思います。

(矢崎会長)

人権センターなごのから具体的な提案はあまりありませんでしたね。

(吉澤委員)

そのときに、1日も早く実現してほしいことということで要望として出ています。ここに命にかかわることなので、緊急避難への対応とか、そういう相談支援の延長線の要望があります。

(矢崎会長)

相談支援体制の強化はありましたね。

(吉澤委員)

はい。相談窓口だけでなく、もっと支援する体制を求めたいと、当事者性ということもおっしゃっていましたが、具体的なものは出ています。

(矢崎会長)

いくつぐらい出ていますか。

(吉澤委員)

そうですね。実態把握、相談事業、具体的なところで3つぐらい、相談センター、支援センター、それから県の機構と人材というところで、実態として認識に立った専門セッションとかです。

(関委員)

それを精査してこの中に入れないと、納得した事項は本当にフォローできなくなる、抽象的なことにだけになってしまうと思います。

(矢崎会長)

印象としては、相談支援センターを強化していく、窓口をきちんとしてくれということくらいといっても、それもできていないのですが、何をしてくれ、これをしてくれということはあまり入っていませんでしたね。

(吉澤委員)

相談支援のスタッフです。

(斎藤委員)

先ほど、会長からご質問されたことにちゃんと答えていなかったのですが、特別措置法から一般対策に移行するときも、被差別部落の人々は、とかく事業にかかわっているいろいろな批判されていますが、事業をやってくれと要求してきたのではないと、差別をなくしてほしいというふうに要求してきたはずということです。その差別をなくす手段として実は格差是正、あるいは貧困をなくしたい、あるいは環境を改善するというようなことでやってきたのですが、実は、その格差は縮まってきた、環境は改善されてきた、けれども差別はなくなっていないというのが、今はっきりしてきた問題だろうと思います。

それでは、それはどうやったらなくせるか。その差別はどういうふうになくせるかというと、多分、関委員がおっしゃっているように、大きな道路をつくるとか、そういう話ではないということになると思います。やはり、教育・啓発というのが非常に大きいウエイトを占めるのだろうと思います。ただ、人権センターながのの事務局長がおっしゃっていたように、どちらかというと就労だとか教育だとか、それから識字難という問題も今まだあります。それから福祉関係では、例えばデイサービスに行ったおばあさんがもう二度と行かないというようなことはなぜ起きるのかということ、行ったらどこから来たか聞かれたら、ここから来たかといったら、「何だ。」というようなことになる。あるいは、実は子どものときにいじめられた人たちが集まっているところへ、部落のおばあさんは行かないみたいなことがある。そうしますと、そういう人たちをフォロー、サポートしていくような教育・啓発だけでなく、多分就労だとか教育だとか福祉だとか、そういったものもいくらかやらなければいけないことがある。やってほしいということがあるだろうと思います。

それはそれほど大きなウエイトは占めていない。これからは大きなウエイトとして、相談・支援、そこに大きなウエイトをかけてほしいというふうに思っていると思います。しかし、その相談・支援もお役所に来てくださいということではなかなかうまくいかない。会長がおっしゃるように、NPOとか、当事者も含めた人たちと連携しながらやっていくということが大事になってくるとそんな印象を持っています。

(矢崎会長)

当事者の女性の方がいらして、大変意味のあるお話をお聞かせいただきましたが、彼女の話だと、やはり相談するところがなかなかなくて、それで人権センターながのに行って勇気もらって、今、幸せになっているということです。だから、教育・啓発と支援・相談の2つが柱になると思います。それでハードなまちづくりについては、一応ピリオドが打たれてきている。ある程度の均等化されたという前提の上でこの審議会が成り立っているということですから。具体的には、やはり教育・啓発をどうするか、支援・相談をどういうふうにつくっていくかということだと思います。

私は、隣保館のあり方が不明確ではないかという気はしています。そういうシステムがあって、館があるからやっているみたいなニュアンスもなきにしもあらずのようなので、もったいないと思います。それをリニューアルして何かにしていくことは十分考えられますので、やっている方たちもどういうふうにしたらいいかかわからないみたいな感じになってきています。本当はもう少し勉強しなければいけないところだと思いますが、また次回るときに、基本構想の中にできるだけ具体的な提案がほしいと思います。そうではないともらった人も事業計画をつくりにくいので。

(斎藤委員)

流れとしては、隣保館を地域のコミュニティセンターとか、人権啓発センターというように地域でどうしていくかという流れだと思いますが。

実は平成14年に、厚生労働省の社会援護局長が通達を出しています。隣保館の整備については、昭和28年度に予算措置して以降、国民的課題としての同和問題の解決に資するため各種の事業を行い、地域住民の生活の改善や人権意識の向上に寄与していた。もともと隣保館は、同和問題を解決するものとしてつくったもので、それを忘れないでやってほしいということをいっています。ところが、今の流れは、公民館と同じような位置づけになっている。

(矢崎会長)

コミュニティセンターみたいな。

(斎藤委員)

そうですね。そういう流れになってきているところがあって、そもそも隣保館というものが何だということが忘れられつつあります。

(矢崎会長)

いろいろな見方がありますが、隣保館の歴史的使命は終わったのか、終わっていないのかということは一回議論をしなければいけない。歴史的使命がありながら、そこにふたをしてコミュニティセンター化していくということでは問題の解決にならないわけで、歴史的使命が終わったなら、その館とか人材を本当にきちんとリニューアルする必要がある。どこかでこれをきちんとやっつかないと、これはこのままずっと行きますね。

そういうふうに議論していくと、なかなか結論が出ない問題になってきて、そのヒアリングをしたいということになるし、ただ、提案として、隣保館の果たす役割について再検

討する価値があるとか、そういう提案はできると思います。隣保館の位置づけは、やはり経費もかかるし、今のお金をそこに向けられないかという県の費用のシフトといいますか、そういう課題もあると思います。これからやろうと思う人権施策に対して、隣保館にかかっているコストを振りかえられるか、振りかえられないかみたいな話もあるし、何かそこらの議論について、事務局で意見ありますか。

(斎藤委員)

隣保館は、基本的に同和地区内にありますので、そこが相談・支援を担えれば本当は一番いいはずです。前に県隣保館連絡協議会の皆さんの話で、なかなか専門的に詳しい人が今いなくなってしまっていると、職員が3年ぐらいでかわってしまうと、地域の人はよくわからない。

(矢崎会長)

それは職員が行っているわけですか。

(斎藤委員)

そういうところもあります。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

市町村の職員とか、市町村の職員をおやめになった方に嘱託として勤めている方とか、いろいろな形態の形で運営しております。

(矢崎会長)

それで、県隣保館連絡協議会の方々のお話を聞くと、補助金は減っているということですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

補助金につきましては、前回もお話ししたように、施設の運営費の部分だけ、若干、内容を見直しして、補助率を下げたということで、市町村の持ち出しが若干増えています。

(矢崎会長)

例えば3人いた職員を2人にせざるを得なかったというような落ち方ではない。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

そういうことではなくて、運営する経費は、国、県、市町村でそれぞれ見っていますが、県の分を若干少なめにしたために、市町村の持ち出しが多くなったということで、前回の意見をお聞きしたときに出た意見では、補助金が少なくなったということですが、逆に市町村の持ち出しが増えたということです。

(矢崎会長)

そういう意味ですか。市町村の財源が苦しいから絞られてきているみたいな。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

ほかにも地域交流促進事業、相談補助と、いろいろな項目がありますが、そちらの方は従来どおりの補助率で行っていますので、特に落ちてきたのは、今、言いました、施設運営費だけ若干見直させていただいた部分ということです。

(関委員)

隣保館だけではなくて、私たちが客観的に見てみますと、部落解放同盟等の体制もかなり弱体化してきていると思います。だから、どうしろというわけではありませんが、彼らは彼らで会費を設定したりして工夫してやっています。しかし、この数年間、例えば具体的な例でいいますと、全国大会を昨年、長野県で行いましたが、彼らだけではなかなか人が集められなくて、私の方にこれだけ集めてもらいたいと頼ってきているのが現状で、そうしたことが非常に多くなっています。

(矢崎会長)

同和問題に対しての支援、応援をする所が、同和地区にあったり、隣保館がきちんとしていれば、どこへ相談すればいいかわからないという若い奥様の話はなくなるのかもしれない。今の隣保館は、そういう人たちに対しても真正面から向き合えるような機能がなくなっているのか、そこら辺がわからないのです。24館ある隣保館が、きちんと機能しているのなら、新たな支援センターはいらないです。

私があとで、提案しなければいけないと思って文章に書いてありますが、受け入れ先がないのであれば、10広域の地方事務所の中にそういう窓口をつくるべきだと、最低つくるべきだと。だけど、24館もあるのであれば、それをどうするかという議論の方が有効なのかなと思いました。

(吉澤委員)

団体からの意見聴取で隣保館活動の報告をしていただいたとき、長野市と上田市とあと一個所来ていただいたと思います。その活動内容で相談窓口というのがありましたが、上田市の隣保館でしたか、500件を超える相談があると言われていました。

(矢崎会長)

事務局で隣保館の実態について把握できていますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

相談内容というか、そこまでの情報は、課としてはつかんではないです。

(矢崎会長)

隣保館は、市町村の担当ということですか。それぞれの市町村が窓口になっている。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

運営自体は市町村が担当で、市町村運営という形で行っています。

(矢崎会長)

その点がポイントだと思います。同和問題に対しては、新たな支援応援センターみたいなものを、例えば何もないのであれば、10広域ぐらいで最低つくるべきというふうに私はご提案申し上げようと思っていましたが、既にもう24館があり、それが機能しているところと形骸化されたところがあるとしたら、市町村との連携の中でどのようにするのか。市町村からすると、そこを充実したいのであれば、もともとの配分を増やせとか、そういう議論になります。必ず、県負担を増やして応援してくれるのかという議論になりますが、そこは一つ、問題提起として扱った方がいいのかもしれない。

(金委員)

もう一つが、隣保館は同和地区の当事者の人たちが、今言われたような見直しがあるとして、そうでない人たちがどういう意識を持っているかをどこがどう拾っていくということです。その継続した調査が、あるいはもう少し結婚問題とか、見えない差別に突っ込んでいくような詳細な調査というものが、本当は必要なのではないかと私は考えます。

関連して、先ほど同和行政が後退したのではないかという言葉が何度か出ていて、厳密にいうならば、おそらく特別対策が終わって以降、同和行政はお金の面でも、いろいろな面でも後退したかもしれないです。今回のこの意識結果と、そのことがどう関連するかというのが実ははっきりはわからないので、もしも触れるときには、多少、必要なと思います。意識の後退が見られたということと、後退というか、少なくとも改善は見られていないので、新たな問題がもしかしたら出ている可能性があるということです。

元の話に戻りますが、会長が冒頭にNPO等の連携云々と言われたときに、隣保館は、その市町村でやっていて、おそらく今の時代、ある意味では、それが逆効果を持つ場合もあると思います。今回の意識調査で、本当にしつこくて恐縮ですが、結婚のところまで引いてしまうということがどうしても出てきていて、これは今回の意識調査はこうだとしても、どういう差別の実態があるのかということは、当事者の内部に入っていないと調査できないし、それから、場合によれば、これに焦点を当てた形での検証ということが、今後、まだ必要ではないかと思っています。

ハンセン病に関しては、あれだけの検証を国がやり、県でこうしてやってきたことを思えば、何らかのデータは今後、こういう目に見えない差別の実態を明らかにするような取り組みが必要なのではないかと思っています。それをするための受け皿の機関なり、それはアドボックに調査の専門家とか、あるいは当事者との協力という形になると思います。そこに突っ込んでおかないと、何か華々しくバッジをつけたり、テレビに出てもしょうがなく、基本的な客観的なデータ、それを元にした議論というか。人権というときには、何となく人権が正しいものと思っていますが、この人権の考え方と、それは差別ではないというふうに考える人もいるかもしれないので、常に議論をしていくという、そのためにデータなり事例なりということも今後も、少なくとも、今、長野県の同和問題に関しては、それは継続していく必要があると考えました。

(矢崎会長)

わかりました。大体枠組はこんな形でまとめさせていただくということで、背景・動向等の中で現状分析を経過説明に入れていく。基本的にはこのようなまとめ方をしていって、基本的な考え方、分野別施策の推進について、同和問題と外国人の問題はもう少し細かく分かれるかもしれませんが、特に外国人は分かれるかもしれませんが、その問題については、ほかのところでは触れていないので、この審議会では少し膨らませる。ほかのことについては大体こんな形ということ、次回までに事務局が用意させていただくということです。

そういう意味では、最終的にこの審議会として、特化していく同和問題と外国人の問題について、どのように基本方針を練っていくかどうかが。できたら、私はより具体的な方向性だけでも触れた方が、基本計画をつくるときには楽です。ただ、あまり細かく言われると、今度はつくりにくくなるという部分もあります。基本構想の中では、方向性だけでいいですか。例えば、隣保館の果たすべき役割について、その充実について再検討する時期が来ているというようなところまでいいですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

その点については、この審議会の中で、細かく言っただけであればそれに伴って、同じようなものがまた基本方針で出ざるを得ないのではないかと思います。

(矢崎会長)

細かく言ってもらったら、基本方針で、やらなければいけないから困ることはないですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

今、言いましたように、この審議会としての考えなり、方向性というものをを出していただければと思います。

(矢崎会長)

もしかすると、同和問題について、隣保館のあり方をもう一回きちんと議論することの中にヒントがあるかもしれないですね。教育・啓発については、全県的にいろいろな教育機関でやらなければいけないことです。支援・応援体制については、隣保館をもう一回きちんと見直すことによって、何かあるような気がします。結構なお金を使っているのに、それは具体的な提案になると思います。そして、市町村も一緒に支えていますので、県だけではなく、市町村との地域とのかかわりが出てきますので、意外と根本的な琴線に触れる可能性がある。

隣保館のあり方については、もう少し検討のしようがあるのではないですか、斎藤委員、次回までにデータが必要なら事務局にとらせますが。

(斎藤委員)

実は、その頃に、隣保館のあり方について、県で委員会をつくって方向性を出したのですよね。ところが、その方向性を出したのに。

(矢崎会長)

お蔵入りになっていますか。

(斎藤委員)

申し訳ありませんが、当時の知事が、まとめの最後の部分で、いろいろあって。

(矢崎会長)

それがあるのなら、結構いいデータですが。

(斎藤委員)

冊子になっています。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

冊子をお送りするようにします。それと先ほどの意識調査をお配りします。

<資料配付>

(斎藤委員)

「隣保館活用の手引き研究委員会報告書」というものがあります。

(矢崎会長)

それはニュートラルな委員会を出した結論でいいですか。

(斎藤委員)

はい。

(矢崎会長)

大分、次回のテーマがはっきりしてきました。外国人の問題については、今、お配りした、県民意識調査及び外国籍県民実態調査みたいなものが一つの参考となって、外国人の問題をどういうふうにしていくか。それから、今、斎藤委員が言われた書類はお送りしますので、隣保館のあり方の中で、どういう支援・応援体制が求められるかが、斎藤委員、その中でわかるということですよ。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

隣保館の関係については、早急に送らせていただきます。

それと、今の外国籍の県民調査の関係ですが、県民に対する調査と、実際の外国籍の皆さんに対する調査ということ。前段に県民に対する意識調査ということで10問設定し

まして、回答をいただいています。それから、外国籍の県民の皆さんには、何のために日本に来たとか、保険に入っているのかとか、医療に対する不安があるのかとかという、研究会でこれから研究していかなければいけない課題について、外国籍の皆さんがどのような状態にあるかということで調査をさせていただきました。一番上の2ページのところにありますが、約6,000人に対して配布して、1,000人ほどということで、回収率は18%になっています。

それから、調査票は日本語だけでなく、7か国語でアンケート用紙をつくって、それぞれの母国語でアンケートに答えていただいていますので、参考にいただければと思います。

(矢崎会長)

ありがとうございます。大体こういう形でまとめようという考え方は、事務局案で基本的に行こうと、そこにいくつかの訂正したことは、先ほどお話ししたとおりです。

今回は、この審議会の中で特に答申案の中に盛り込みたい2つの課題、外国人の問題と同和問題、それについてご議論をいただくということで、参考資料は今日お渡しした実態調査で、お送りする隣保館活用の手引き、それを軸に、教育・啓発、支援・応援体制をどうするのか、そこを次回には絞りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

<「異議なし」>

(矢崎会長)

はい。あと、事務局から、何か報告等ありましたらお願いします。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

本日はありがとうございました。今、まとめ方について、お話しがりましたが、もし何かこうした方がいいとかというような追加のご意見がありましたら、すいませんが、10月30日ぐらいまでに、事務局にメールでもファックスでも構いませんので、ご意見をいただければと思います。その意見も踏まえて、会長から指示のありましたような形で、次回はある程度まとめていくような形で、資料として提出させていただきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

(斎藤委員)

確認ですが、「人権教育のための国連10年長野県行動計画」には、人権問題として、いくつかの課題がある中に、刑を終えて出所した人に関する問題とか、アイヌの人々に関する問題もありますが、これは事務局で大丈夫ですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

いろいろな人権問題は、犯罪被害者やインターネットを始め新しい問題もありますが、事務局である程度、現状と課題的なものをまとめてみますので、不足する部分とか、それは古いとかという話がありましたら、次回審議会のときに言っていただければと思います

ので、よろしく申し上げます。

それと、次回、5回目の審議会ですが、皆様のご都合を確認させていただいて、11月14日金曜日、午後2時から、西庁舎3階の災害対策本部室ですのでよろしく申し上げます。

(矢崎会長)

あとのスケジュールですが、答申はいつまでにまとめるということでしたか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

答申の素案を12月1日にまとめていただきまして、それから意見募集をしまして、1月29日の審議会で答申案をまとめるということで、3月末には答申をいただく予定になっています。

ですから、11月14日、12月1日、それから1月29日と、毎月開催で大変恐縮ですが、よろしくお話ししたいと思います。

(矢崎会長)

委員の任期はいつまでですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

委員の任期は、平成21年12月6日までです。

(矢崎会長)

わかりました。私ごとで大変恐縮でございますが、10月8日に教育委員に任命されまして、そのあとの教育委員会での互選により教育委員長になりました。知事部局の審議会の会長をしていることがいかなものかという議論もありまして、私としては、答申まではかわらせていただきたいということで、いろいろな関係の方々のご理解をいただいてやらせていただくことになってはいますが、誠に申しありませんが、来年3月に答申が終わる予定ですので、今年度3月までで辞めさせていただこうと思っています。そんなにご迷惑はおかけしないかなと思います。ただ、審議会の会長としてお願いしていたのは、答申を出して、「はい、さようなら」ではなくて、計画案が出たときも、当然、この審議会の意見は聞いてくれと言ってあります。みんなで作って、計画までは少なくともかわったというのではないと、これからの県の計画はまずいのではないのかということです。4月以降の進め方については、また3月ごろにお話しをさせていただきたいと思います。

その点だけご了解をいただいて、年度内の来年の3月答申を出すまでは、今までどおり一生懸命やらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお話しいたします。

ほかに何か、特に委員方から何かご意見ございましたら、いいですか。

(矢崎会長)

それでは閉会とさせていただきます。お疲れさまでございました。

(蔵之内補佐)

長時間のご審議、ありがとうございました。お帰りの節は、どうぞお気をつけてお帰り
ください。お疲れ様でした。